

ID: 69

担当部署: 市民生活部 総合窓口課

処分の概要	保険料の督促手数料の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	長門市国民健康保険条例 第24条					
例 規 番 号	平成17年条例第94号					
<b>【根拠条文】</b> (保険料の督促手数料) 第24条 保険料の督促手数料は、督促状1通について100円とする。						
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日			